

## 太田市全国健康福祉祭参加者補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全国健康福祉祭に群馬県選手として参加する者に対し、選手が競技へ効率的に取り組むことに資する目的で太田市全国健康福祉祭参加者補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、全国健康福祉祭に群馬県選手として参加する市内に住所を有するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が全国健康福祉祭に参加するために必要な経費のうち、交通費、宿泊費及びユニホーム購入費とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1人当たり3,000円とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

### (書類の整備等)

第5条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

### (その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

#### (この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに交付の決定を受けた太田市全国健康福祉祭参加加者補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。